

●香川県告示第9号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 平成25年12月4日
- 3 指定道路の位置 観音寺市豊浜町和田字道溝甲1251番1及び甲1340番4
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.26メートル～6.38メートル  
延長 51.26メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。